

「新生児聴覚検査受診票」のご利用について

岩見沢市では新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育を図り、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的に、新生児聴覚検査の初回検査及び確認検査分を公費助成いたします。後期の妊婦健診受診票と一緒にお渡ししています。

- ★この受診票は、北海道内で新生児聴覚検査を受ける際に使用できます。
- ★北海道外の医療機関で新生児聴覚検査を受ける場合は、この受診票は使用できません。別途お手続きが必要となりますので、岩見沢保健センターへお問合せください。
- ★出産した医療機関で新生児聴覚検査を実施していない場合、岩見沢市立総合病院小児科または岩見沢レディースクリニックで新生児聴覚検査を受けられます。直接、医療機関へお申込みください。検査実施時期は出生後3か月以内です。受診の際は、この受診票、母子健康手帳、保険証を持参してください。その他の検査実施医療機関については道のホームページをご覧ください。
- ★この「新生児聴覚検査受診票」は、本人以外使用できません。また、岩見沢市から転出した場合も使用できません。転出後は速やかに転出先の市町村へお問い合わせください。
※転出等の理由により使用しない「新生児聴覚検査受診票」は岩見沢保健センターへ返納してください。

【確認検査（要再検査）となった場合】

初回検査でリファー（要再検）となり、確認検査を受けた方は検査費用を助成いたします。申請が必要となりますので、母子手帳・検査の領収書・振込先の通帳をお持ちの上、岩見沢保健センターへお越しください。また、郵送でも受付します。申請書をご自宅へ郵送いたしますので、お電話ください。

ご不明な点がございましたら、岩見沢保健センターへお問合せください。

❀問合先❀

岩見沢保健センター

岩見沢市4条西3丁目

であえる岩見沢3階

TEL 0126-25-5540

